令和９年度
償却資産申告の手引き

申 告 期 限

令和９年２月１日（月）

申告期限は2月1日となっておりますが事務処理上
1月20日(水)までの申告 にご協力をお願いします

申 告 方 法

新規の方…対象となるすべての資産の申告をしてください。
継続の方…令和８年１月２日～令和９年１月１日の資産の増減、修正等
の申告をしてください。
増減・修正ともにない場合は備考欄に「資産の増減なし」と記入し
申告してください。
資産がない場合は「該当資産なし」と記入して申告してください。
借用資産がある場合、貸主の名前をすべて記入してください。
既に廃業されている方・・・備考欄に「令和〇年〇月〇日廃業」と記入して
申告してください。

（お願い）…①申告時に最も近い法人決算書の減価償却計算書(別表１６－２)又は個人
確定申告書の減価償却費明細書の写を添付してください。
②申告書の控えを同封していますので、控えは提出内容を写してお手元に
保存してください。

申告書の提出および問い合わせ先

〒911-8501　　福井県勝山市元町１丁目１番１号
勝山市　市民課　資産税係
電話（０７７９）８８－８１０１（市民課資産税係直通）

１．申告義務のある方及び申告期限

勝山市内において、事業（製造・販売・建設・サービス等すべての事業）の用に供することができる償却資産を所有している方、又はこれらの償却資産を他の事業者に事業用として貸付けておられる方々は、必ず申告してください。

法定期限は令和９年２月１日ですが、事務処理の関係上**令和９年１月２０日までの申告にご協力をお願いします。**公認会計士・税理士事務所を通じて提出される場合も早めに依頼してください。

２．申告書の書き方（別紙記入例参照）

(1)償却資産申告書

①※印欄については、記入の必要はありません。

②記載内容に変更または誤りのある場合は、**朱書きで記入**してください。

③借用資産がある場合は、「16・借用資産」の欄にその資産の借用先をすべて記載してください。

④資産の異動がない場合、該当資産がない場合、または解散・廃業・移転・名称変更等をされた場合でも必ずその旨を「18・備考」の欄に記入のうえ提出してください。

⑤申告書提出用と控えを送付しております。提出用のみ記入して提出してください。控えは申告内容を記入し、お手元の保存用としてください。

(2)種類別明細書

「資産コード」・「減価残存率」・「価格」・「課税標準額」の各欄については、記入の必要はありません。

明細書の名称について既存・新規かを問わず漢字及びカタカナ、数字、英字で記入していただくと次年度明細書はその表記のまま印刷されます。

① 取得（増加）した資産の記入の場合

前年中（令和8年1月2日～令和9年1月1日）に取得（増加）した資産及び記入もれの資産について余白に追加記入するか、または白紙の種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入してください。

② 減少した資産の記入の場合

前年中（令和8年1月2日～令和9年1月1日）に売却・移管替え・廃棄等で減少した資産について、該当資産欄を**朱線で抹消**し、摘要欄に、例えば「R8．8月廃棄」等と減少の事由を記入してください。

③変更等による修正の場合

記載されている資産で名称・取得年月・耐用年数等内容に変更または誤りがある場合は当該個所を**修正して記入**（朱書）してください。

平成20年度税制改正により機械・装置を中心に資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われています。それにより該当する資産の耐用年数が変わる場合、種類別明細書の耐用年数欄を修正し、適用欄に税制改正と記入(朱書)してください。

３．固定資産税における償却資産

令和9年1月1日現在、勝山市内において事業の用に供することができる資産（土地・家屋および鉱業権・営業権・特許権その他の無形償却資産を除く）で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法また所得税法の規定する所得の計算上損金または必要経費に算入されるべき性格の有形固定資産が対象となります。

実際には、次のようなものが対象となります。

(1)

資産の種類		細　　目
1	構築物 (建物付属設備を含む)	橋・軌道・貯水池・煙突・水槽・舗装路面・打込井戸・門・塀・広告塔・庭園・その他土地に定着した土木設備等・建物付属設備(屋外の給排水設備、簡易間仕切り等建物から独立した諸設備)
2	機械および装置	電気機械・化学機械・土木機械・建設機械・繊維機械・印刷機械・医療用機械・工作木工機械・運搬・昇降機械・冷房用付属機械・ガソリンスタンド設備・その他物品の製造、加工、修理等に使用する機械および装置
3	船舶	一般船舶等
4	航空機	一般航空機等
5	車両および運搬具	フォークリフト等 (自動車税または軽自動車税が課せられるものを除く)
6	工具・器具および備品	机・椅子・ロッカー・金庫・タイプライター・計算機・レジスター・放送設備・応接セット・テレビ・マネキン人形・陳列ケース・ネオン・その他測定工具、取付工具・切削工具、雑工具等の工具器具、計器、パソコン、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立等の備品

(2)企業会計上**簿外資産**として扱われている資産であっても、1月1日現在事業の用に供することができる資産

(3)企業会計上**建設仮勘定**で処理されている資産で、その一部又は全部を1月1日現在事業の用に供している資産

(4)耐用年数を経過し、法定の**減価償却を終わった資産**で帳簿上残存価額のみ計上されている資産(固定資産税上は取得価格の5／100が評価額の最低限度となります。国税の最低限度評価額とは異なりますので、ご注意ください。)

(5)資産の所有者が、他に貸し付けて、事業のために用いられている資産

(6)割賦金の完済していない割賦買入資産で、既に事業の用に供している資産

(7)赤字決算等のため減価償却を行っていない資産で、本来減価償却が可能な資産

(8)**遊休または未稼動資産**で、1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産

(9)清算中の法人で、自ら清算事務に供しているものおよび他の事業者に事業用として貸し付けている資産

(10)社宅、宿舎用の資産

(11)道路運送車両法上の**大型特殊自動車**(ナンバープレートが0・00・9・99等で自動車税または軽自動車税の対象外のもの)

(12)資産価値を増加させる**改良費の支出**は、新たに別個の資産の取得とみなし、本体部分と区分(**区分評価方式**)し、記入してください

(13)その他上記以外で税務会計上減価償却の対象としている資産(家屋、無形減価償却資産等を除く)

４．課税対象にならないものについて

(1) 耐用年数が1年未満のもの

(2) 取得価格が10万円未満の資産で、税務会計上、固定資産として計上しないもの （一時に損金算入しているものや必要経費としているもの）

(3) 取得価格が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの （一括償却資産）

(4) 自動車税及び軽自動車税の対象となるもの(ナンバー登録をしているもの、例　小型フォークリフト、農耕車、バイク)

５．固定資産税（償却資産）について

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>説　　明</th></tr>
<tr><td>納税義務者</td><td>令和9年1月1日現在における償却資産の所有者です。</td></tr>
<tr><td>評価額の算出</td><td>個々の資産について、取得年月、取得価格及び耐用年数をもとに次の計算式で算出します。

○初年度評価額→取得価格　×　(1－減価率÷2)

○次年度以降評価額→前年度評価額　×　(1－減価率)

※　減価率は耐用年数により変わります。
耐用年数は、個々の資産の種類・構造ごとに、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」にて定められています。

<table>
<tr><th>耐用年数</th><th>減価率</th><th>耐用年数</th><th>減価率</th></tr>
<tr><td>2　年</td><td>0.684</td><td>11　年</td><td>0.189</td></tr>
<tr><td>3</td><td>0.536</td><td>12</td><td>0.175</td></tr>
<tr><td>4</td><td>0.438</td><td>13</td><td>0.162</td></tr>
<tr><td>5</td><td>0.369</td><td>14</td><td>0.152</td></tr>
<tr><td>6</td><td>0.319</td><td>15</td><td>0.142</td></tr>
<tr><td>7</td><td>0.280</td><td>16</td><td>0.134</td></tr>
<tr><td>8</td><td>0.250</td><td>17</td><td>0.127</td></tr>
<tr><td>9</td><td>0.226</td><td>18</td><td>0.120</td></tr>
<tr><td>10</td><td>0.206</td><td>19</td><td>0.114</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>20</td><td>0.109</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>決定価格と課税標準額</td><td>個々の資産の評価額を算出し、所有者ごとに資産の評価額を合計します。その評価額の合計が決定価格となります。課税標準額は決定価格の千円未満を切捨てした額で償却資産課税台帳に登録されます。</td></tr>
<tr><td>税　　額</td><td>税額は課税標準額に<u>税率1.4%</u>　をかけた額となります。

(計算例1)
A社が、市内に土地・家屋は所有しておらず、償却資産の課税標準額が3,050,455円だった場合、千円未満を切り捨て3,050,000円に対して税率をかけたものが税額となります。計算した結果に100円未満がある場合、100円未満は切り捨てます。

税額は
(課税標準額)　(税率)　(税額)
3,050,000円　×　1．4%　＝　42,700円</td></tr>
</table>

税　　額	（計算例2） A社が市内に土地・家屋も所有しており、土地・家屋・償却資産の課税標準額を合計し、計算結果の千円未満を切り捨て、税率をかけて税額を計算します。計算した結果に100円未満がある場合、100円未満は切り捨てます。 課税標準額が　土地　2,100,000円、家屋3,800,000円、償却資産3,050,000円だった場合、 税額は 土地＋家屋＋償却資産の課税標準額 8,950,000　円　×　1．4％　　＝　　125,300円　となります。 ※固定資産の所在場所により土地・家屋に都市計画税がかかります。
免税点	償却資産の課税標準額（全資産の評価額の合計）が180万円未満の場合は課税されません**（免税点未満と判断される場合も申告してください）**。 ※免税点は土地は30万円、家屋は30万円です。
納　税	償却資産は、土地・家屋と同様に固定資産税として課税されます。4月に税額等を記載した納税通知書を通知しますので、通知書に記載された納期までに納税してください。

６．実地調査のお願い

申告書受理後、地方税法第３５３条（固定資産税に係る徴税吏員等の質問検査権）及び第４０８条（固定資産の実地調査）に基づき、電話での問い合わせや資料（電磁的記録を含む帳簿書類）の提出依頼及び実地調査をお願いすることがありますが、その際はご協力をお願いします。

また、地方税法第３５４条の２（所得税又は法人税に関する書類の閲覧等）に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。ご理解のほど、お願いいたします。

７．その他

（1）この申告をもとに来春固定資産税を賦課させていただきます。必要な場合、土地・家屋と同様に交付申請により資産証明書を交付しています。（交付手数料は一事業主あたり３００円です。）

（2）正当な事由がなく申告をされなかった場合や虚偽の申告をされた場合には、調査を実施します。また地方税法第３８５および第３８６条により過料が科されるなど罰則規定が定められています。

（3）勝山市では、ｅＬＴＡＸを利用した償却資産申告を含めた市税の電子申告の受付を行っております。ｅＬＴＡＸ（地方税ポータルシステム）　とは、地方税に関する手続きを、インターネットを使って電子的に行うシステムです。事業所やオフィスなどからインターネットで地方税の申告ができるようになります。電子申告を利用されたい方は事前に利用届等の準備や手続きが必要です。詳しくはｅＬＴＡＸのホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp/）をご覧ください。

業種別の課税対象償却資産の例示

業種	申告対象となる主な償却資産の例示
各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）、ＬＡＮ設備、レジスター、パソコン、電子機器、コピー機、ルームエアコン、応接セット、冷蔵庫、内装・内部造作等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備
印刷業	各種製版機及び印刷機、活字盤鋳造機、断裁機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、水中ポンプ、フォークリフト（軽自動車税の対象となるものを除く）、大型特殊自動車等
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、カード発行機、店内放送設備、防犯監視設備、ボーリング場用設備、照明設備、内外装等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、看板、レジスター、テレビ、放送設備、自動販売機、ガスレンジ等
小売業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付きも含みます。）、レジスター、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール、テレビ等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、ベッド、手術台、各種検査機器等）、各種事務機器等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
駐車場業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含みます。）、舗装路面等
ガソリンスタンド 自動車整備業	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、ジャッキ、溶接機、オートリフト、照明設備、コンプレッサー等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研磨盤、研削盤、プレス機等